

**公共調達に適正化に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開**

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び住所	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備 考
						(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1	OSAKAしごとフィールド大阪東ハローワークコーナー新設に伴う入居工事 OSAKAしごとフィールド大阪東ハローワークコーナー 大阪市中央区北浜東3-14 25.8.1~25.9.1	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 田中 仁志 大阪市中央区大手前4-1-67	H25.8.1	ユニックス㈱ 大阪市都島区毛馬町4-7-3	予定価格が250万円を超えない工事契約であることから、予決令第99条の第2号に該当するため	2,472,500	2,383,500	96.4%	-	-	-	-	
2	阿倍野公共職業安定所外1件移転に伴う原状回復工事及びレイアウト変更工事 阿倍野公共職業安定所外1件 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 25.8.1~25.9.30	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 田中 仁志 大阪市中央区大手前4-1-67	H25.8.1	近鉄不動産㈱ 大阪市天王寺区上本町6-5-13	別紙1のとおり	41,640,900	41,044,500	98.6%	-	-	-	-	
3	堺公共職業安定所外1件移転に伴う原状回復工事及びレイアウト変更工事(内装) 堺公共職業安定所外1件 堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 25.8.1~25.9.30	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 田中 仁志 大阪市中央区大手前4-1-67	H25.8.1	高島屋スペースクリエイツ㈱ 大阪市浪速区日本橋3-5-25	別紙2のとおり	31,486,350	29,715,000	94.4%	-	-	-	-	
4	堺公共職業安定所外1件移転に伴う原状回復工事及びレイアウト変更工事(設備) 堺公共職業安定所外1件 堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 25.8.1~25.9.30	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 田中 仁志 大阪市中央区大手前4-1-67	H25.8.1	高島屋サービス 大阪市浪速区日本橋3-5-25	別紙3のとおり	13,870,500	13,316,625	96.0%	-	-	-	-	
5	ハローワークプラザ藤井寺移転に伴う入居工事 ハローワークプラザ藤井寺 藤井寺市春日丘1-8-5 25.8.23~25.9.23	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 田中 仁志 大阪市中央区大手前4-1-67	H25.8.23	星光ビル管理㈱ 大阪市中央区伏見町4-4-1	別紙4のとおり	10,551,450	9,607,500	91.1%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	阿倍野公共職業安定所外1件移転に伴う原状回復工事及びレイアウト変更工事
随意契約によることとした理由	阿倍野公共職業安定所及び阿倍野就職支援センターは一部機能を現在のビルに残し新庁舎に移転することとなり、原状回復工事及びレイアウト変更工事が必要となったが、入居するビルの所有者である株式会社きんえいが近鉄不動産株式会社を施工業者として指定しており、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	堺公共職業安定所外1件移転に伴う原状回復工事及びレイアウト変更工事(内装)
随意契約によることとした理由	堺公共職業安定所及び堺就職支援センターは一部機能を現在のビルに残し新庁舎に移転することとなり、原状回復工事及びレイアウト変更工事が必要となったが、入居するビルの所有者である株式会社高島屋が高島屋スペースクリエイツ株式会社を施工業者として指定しており、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	堺公共職業安定所外1件移転に伴う原状回復工事及びレイアウト変更工事(設備)
随意契約によることとした理由	堺公共職業安定所及び堺就職支援センターは一部機能を現在のビルに残し新庁舎に移転することとなり、原状回復工事及びレイアウト変更工事が必要となったが、入居するビルの所有者である株式会社高島屋が株式会社高島屋サービスを施工業者として指定しており、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	ハローワークプラザ藤井寺移転に伴う入居工事
随意契約によることとした理由	ハローワークプラザ藤井寺移転に伴い、入居工事が必要となったが、入居するビルの所有者である日本生命保険相互会社が星光ビル管理株式会社を施工業者として指定しており、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	